

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

～ 港区における国産材利用推進事業への参加の御案内 ～

高山市は、港区が2011年10月より開始する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」(以下、本制度)に参加します。本制度は、港区内の公共施設・民間建築物等での国産材の利用を促進することで、港区内の二酸化炭素の固定量の増加、森林整備による二酸化炭素の吸収の促進を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

本制度で港区は、港区との間で協定を締結した自治体内にあって、以下のいずれかの事項を満たす森林から産出された木材および木材製品(以下、協定木材)について、区内で建築を行う建築主に一定量以上の利用を促します。

- ①森林施業計画の認定を受けており、かつ伐採後の確実な更新が担保されている森林
- ②森林認証(FSC、SGEC等)を受けており、森林施業計画と同等の施業計画が策定され、伐採後の確実な更新が担保されている森林
- ③地域別の森林計画がたてられている国有林

高山市では、本制度を活用して木材を供給する事業者(登録事業者)を募集します。皆様の積極的な参加をお願い致します。

★ 登録事業者になることによるメリット

- 港区内の公共施設・民間建築物等に対する木材の供給機会が増えます。
- 森林管理と地球温暖化防止への貢献を積極的にアピールすることができます。

★ 登録事業者となるための条件

本制度の登録事業者となることを希望する事業者は、高山市に対して登録事業者となるための申請書を提出してください。登録事業者となるための主たる条件は、以下の通りです。詳しくは、申請書様式を御確認ください。

- 高山市にあって以下の条件を満たす、森林より産出された木材および木材製品(協定木材)を、他の木材と区分して加工・出荷することが可能であること。
 - (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条に定める森林であり、第11条の規定に基づき、市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。
 - (2) 独立した認証機関による森林認証(FSC、SGEC等)を受けており、森林法第11条の規定に基づく森林施業計画と同等の施業計画を有している。
 - (3) 森林法第2条第3項に定める国有林であり、第7条2項に基づき地域別の森林計画がたてられている。
- 供給可能な協定木材(製材加工木材製品)の基本的情報および供給実績(年度毎)等を高山市に提出すること。

★ 登録事業者が行う業務

1. 供給可能な木材及び木材製品に関する情報の提供

供給可能な木材及び木材製品の名称、寸法、外観、品質規格、希望販売価格、標準製作期間（注文から納品までに要する時間）、年間生産数量などの情報を毎年、高山市に提供してください。

2. 協定木材の供給

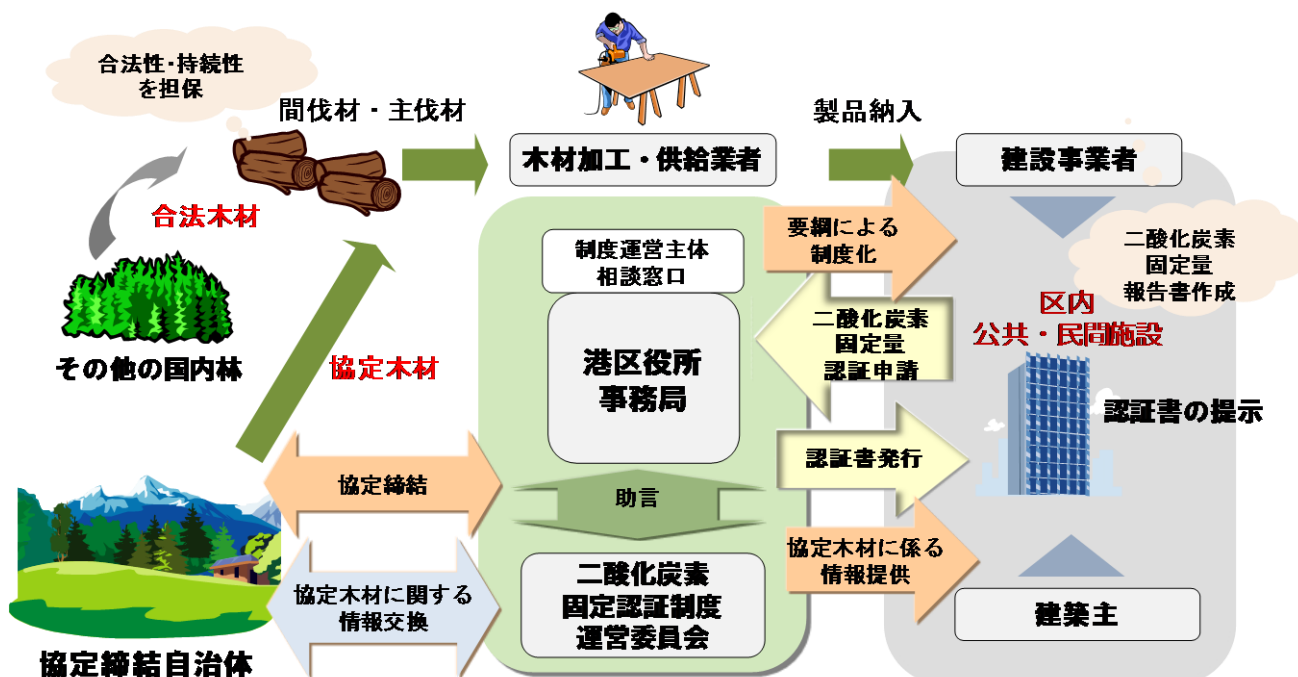
①登録事業者は、右記の uni4m マーク（ユニフォームマーク）を使用することが可能となります。uni4m マークは、協定木材であることを示すもので、製品を出荷する際に、高山市より配布された uni4m マークを納品書や商品にラベリングしてください。



②1次加工を担う登録事業者は、原木の受領時に販売元に伐採地を照会し、協定木材については分別管理のうえ、出荷時に商品および納品書に uni4m マークをラベリングしてください。また、2次加工以降を担う登録事業者は、半製品の受領時に uni4m マークの有無を確認し、uni4m マークがラベルされていたもの（協定木材）については分別管理のうえ、出荷時に商品および納品書に uni4m マークをラベリングしてください。

さらに、協定木材の供給実績を記録し、年度毎に高山市に報告してください。

★ 制度の全体像



★ 制度のポイント

(1) 対象とする木材

港区は、区内で建築を行う建築主に一定量以上の木材の利用を求め、木材使用量と二酸化炭素固定量を認証します。認証の対象となる木材は、港区と協定を締結した自治体内にあって「森林施業計画の認定を受けており、かつ伐採後の確実な更新が担保されている森林」または「森林認証(FSC,SGEC等)を受けており、森林施業計画と同等の施業計画が策定され、伐採後の確実な更新が担保されている森林」または「地域別の森林計画がたてられている国有林」から産出された木材および木材製品(協定木材)です。

ただし、建設事業者が最大限努力しても適切な協定木材を調達できない場合は、合法木材*も認証の対象となります。

(2) 対象とする建築物

港区内において建築する、延べ床面積 5,000 m²以上の建築物が対象となります。

(3) 木材使用量の評価

対象建築物に使用された協定木材及び合法木材の構造材、内外装材、外構材、家具等の使用量を建物の延べ床面積で除した値で木材使用量を評価します。建築主は、延べ床面積 1 m²につき、0.001m³以上の木材を使うよう努めなければなりません。

(4) 二酸化炭素固定量の認証

使用した対象木材の量に応じた二酸化炭素固定量を認証します。

■ 問い合わせ先

高山市 企画管理部 地域政策課
担当: 藤垣
〒506-8555 高山市花岡町2-18
TEL: 0577-32-3333(内2482)
FAX: 0577-35-3174

*合法木材: 林野庁が策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により合法性が証明された木材で国産のものをいう。